平成２１年（フ）第１７２号
福岡県田川市大字糒2153番地１
債務者　久冨　力道
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１８０号
福岡県田川郡糸田町3574番地２
債務者　麻生真利子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２６９号
宮崎県都城市吉尾町2075番地　森アパートＢ101
債務者　長谷　和美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４９１号
神戸市西区枝吉５丁目15番地
債務者　渡邉　博美（旧姓信）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730県住３棟201
債務者　那谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７号
神戸市西区池上１丁目９－５－305
債務者　汐田美千代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県明石市大久保町大窪2112－２レオパレス荒打Ⅱ301、住民票上の住所大阪府東大阪市神田町７－５－101
債務者　江口　唯義
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２号
松江市八束町馬渡365番地３
債務者　清水　直行
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３６号
千葉県流山市向小金３丁目141番地の92第２高橋コーポ101
債務者　斉藤　ヨシ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５６号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺13番39―302号
債務者　吉澤　浩子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４８号
千葉県野田市尾崎837番地の30
債務者　丸　　將哉
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６９号
千葉県野田市中根196番地の１　インペリアル野田101
債務者　三村　　勤
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８７４号
千葉県流山市大字流山949番地　エステイトナカヤマ205
債務者　岡田　英秋
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８７９号
千葉県松戸市小金335番地　エステート北小金Ｅ棟302号
債務者　森ルシアこと　モリ　ルシア　ガマヨン
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目14番28号エスポアール103
債務者　宮本　正夫
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９６号
千葉県我孫子市日秀87番地105号
債務者　飛井まさ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９９号
千葉県流山市富士見台２丁目５番地の16　小田急ハイツ11―504
債務者　黒江　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部